取引毎コンプレッション要件及び取引毎コンプレッションにより新たに成立する清算約定に関する事項について

２０１５年9月２４日
２０１６年4月１１日改正
２０１７年１０月１６日改正
２０２４年１１月２５日改正
株式会社日本証券クリアリング機構

当社は、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第３０条第２項第１号に規定する取引毎コンプレッション要件のうち当社が指定する経済条件及び同条第４項に規定する取引毎コンプレッションにより新たに成立する清算約定に関する事項について、別紙１及び別紙２のとおり定める。

以　　上

別紙１

1.　定義

本別紙１において使用する用語は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「当社」という。）が制定した金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書に規定する本業務方法書等において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）「取引開始日」とは、ＩＳＤＡ定義集（条項３．１．２）に定めるＥｆｆｅｃｔｉｖｅ　Ｄａｔｅをいう。

（２）「取引ＩＤ」とは、当社が金利スワップ取引清算システムを用いて清算約定に付与する識別子をいう。

2.　取引毎コンプレッション要件として当社が確認する清算約定に関する条件

別紙２に掲げる条件とする。

3.　取引毎コンプレッションにより新たに成立する清算約定に関する事項として当社が定める事項

取引毎コンプレッションにより新たに成立する清算約定に関する経済条件は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）取引日　取引毎コンプレッションが成立した日

（２）債務負担が成立した日　取引毎コンプレッションが成立した日

（３）金利スワップ取引の取引開始日　取引毎コンプレッションにより終了した清算約定の取引開始日のうち、当該取引毎コンプレッションが成立した日に最も近い取引開始日

（４）想定元本

ａ　取引毎コンプレッションにより終了する清算約定が固定金利と変動金利を交換する取引である場合

取引毎コンプレッションにより終了する清算約定のうち、当該清算約定に係る清算参加者が固定金利支払人である清算約定の想定元本の合計額と、当該清算参加者が変動金利支払人である清算約定の想定元本の合計額について、大きい額から小さい額を控除した額とする。

ｂ　取引毎コンプレッションにより終了する清算約定が変動金利と変動金利を交換する取引である場合

取引毎コンプレッションにより終了する清算約定のうち、一方の変動金利の決定方法に係る変動金利支払人が当該清算約定に係る清算参加者である清算約定の想定元本の合計額と、他方の変動金利の決定方法に係る変動金利支払人が当該清算参加者である清算約定の想定元本の合計額について、大きい額から小さい額を控除した額とする。

（５）固定金利支払人

ａ　前号ａにおいて、清算参加者が固定金利支払人である清算約定の想定元本の合計額の方が大きい場合　当該清算参加者

ｂ　前号ａにおいて、清算参加者が変動金利支払人である清算約定の想定元本の合計額の方が大きい場合　当社

（６）変動金利支払人

ａ　第４号ａにおいて、清算参加者が固定金利支払人である清算約定の想定元本の合計額の方が大きい場合　当社

ｂ　第４号ａにおいて、清算参加者が変動金利支払人である清算約定の想定元本の合計額の方が大きい場合　当該清算参加者

ｃ　第４号ｂの場合　清算参加者が変動金利支払人である清算約定の想定元本の合計額が大きい方の変動金利に係る変動金利支払人は、当該清算参加者、当該合計額が小さい方の変動金利に係る変動金利支払人は、当社

（７）第１号から第６号に定める事項を除く事項

ａ　第４号ａの場合　取引毎コンプレッションにより終了する清算約定のうち、固定金利支払人及び変動金利支払人の組み合わせが一致する清算約定と同一とする。ただし、当該条件に合致する取引毎コンプレッションにより終了する清算約定が複数ある場合、そのうちの取引開始日が当該取引毎コンプレッションが成立した日に最も近く、かつ、取引ＩＤが最大の清算約定と同一とする。

ｂ　第４号ｂの場合　取引毎コンプレッションにより終了する清算約定のうち、変動金利支払人とその支払う変動金利の組み合わせが一致する清算約定と同一とする。ただし、当該条件に合致する取引毎コンプレッションにより終了する清算約定が複数ある場合、そのうちの取引開始日が当該取引毎コンプレッションが成立した日に最も近く、かつ、取引ＩＤが最大の清算約定と同一とする。

以　　上

別紙 2

取引毎コンプレッションの対象取引とする所定の経済条件等

1. 取引毎コンプレッションの前提条件

- 取引毎コンプレッションによって生成される新規取引の金利支払日がコンプレッション当日または翌営業日ではないこと
  - ✓ 後述のマッチング条件が一致し完全相殺関係にある取引の場合、解約対象取引の金利支払日を考慮せずに解約することが可能。コンプレッションの結果新規取引が成立する場合、解約対象に金利支払日がコンプレッション当日または翌営業日の取引が含まれたとしても、成立する新規取引の金利支払日がコンプレッション当日または翌営業日にあたらなければコンプレッションが成立する。
- コンプレッション成立予定日以降の全計算期間（コンプレッション成立予定日において進行中の計算期間がある場合、当該計算期間を含む。）の開始日および終了日が一致すること
  - ✓ 「開始日および終了日が一致すること」とは、休日調整前の日付、休日調整方法、休日調整参照都市および休日調整後の日付の全てが一致することを示す。
- コンプレッション成立予定日の翌日以降の金利支払日が一致すること
- アモチ（アクレ）取引においては取引毎コンプレッションにより完全相殺（全部解約）される2件であること※1

2. 取引毎コンプレッション対象取引としての所定の経済条件

① 取引単位のマッチング条件対象項目

- 両レグの変動金利の組み合わせ/ Combination of floating rates for both legs
- 取引通貨 / Trade currency

※取引単位のマッチング条件としない項目

• 原取引の約定日 / Trade date	• 想定元本※2 / Notional Amount
• 原取引の相手方 / Counterparty to original trade	• 原取引のISDA定義集 / ISDA Definitions of original trade
• 債務負担日 / Clear date	

※1：アモチ（アクレ）取引の残存計算期間が一つのみとなった場合、当該アモチ（アクレ取引）と完全相殺されるアモチ（アクレ）ではない取引2件の取引毎コンプレッションが可能となる。詳細は3ページ目の表Cのパターンを参照。
※2：アモチ（アクレ）取引においてはマッチング条件とし、全ての未決済の計算期間において対象取引の想定元本が一致する場合のみコンプレッションを成立させる。

取引毎コンプレッションの対象取引とする所定の経済条件等

②固定・変動レグ単位のマッチング条件対象項目

【固定・変動レグ共通】

- 取引開始日（休日調整前） / Un-Adjusted Effective date※3
- 取引開始日休日調整方法 / Effective Date Business Day Convention※3
- 取引開始日休日調整参照都市 / Effective Date Business Centers※3
- 取引開始日（休日調整後） / Effective Date (Adjusted)※3
- 取引終了日（休日調整前） / Un-Adjusted Maturity date
- 取引終了日休日調整方法 / Maturity Date Business Day Convention
- 取引終了日休日調整参照都市 / Maturity Date Business Centers
- 取引終了日（休日調整後） / Maturity Date (Adjusted)
- 計算期間サイクル / Calculation Period Frequency
- 計算期間休日調整方法 / Calculation Period Business Day Convention
- 計算期間休日調整参照都市 / Calculation Period Business Centers
- 日数計算方法 / Day Count Fraction
- 応答日 / Roll Date
- 応答日規定 / Roll Date Convention
- 支払日サイクル / Payment Frequency
- 支払日休日調整方法 / Payment Date Business Day Convention
- 支払日休日調整参照都市 / Payment Date Business Centers
- 支払日オフセット日数 / Payment lag
- スタブ種別 (Short/Long) / Stub Type (Short/Long)
- スタブ種別 (Start/End) / Stub Type (Start/End)

【変動レグ固有】

- 参照金利名称 / Rate Index
- 参照金利期間 / Rate Index Tenor
- スプレッド / Spread
- コンパウンディング手法 / Compounding Method
- 金利決定日参照都市 / Fixing Date Business Center
- 金利決定オフセット日数 / Fixing Date Offset Period
- スタブ金利期間1 / Stub Rate Tenor 1
- スタブ金利期間2 / Stub Rate Tenor 2

【固定レグ固有】

- 固定金利 / Fixed Rate
- 固定支払い金額 / Fixed Amount※4

※3：Forward Start取引の場合のみマッチング条件とし、取引開始日が到来した取引のマッチング条件には含めない。
※4：固定レグの想定元本及び固定金利を定めずに受渡額のみを定めた取引における当該受渡額を示す。なお、当該取引は完全相殺される2件の場合のみコンプレッション可能。

別紙 2

残存計算期間が一つのみの取引の取引毎コンプレッションについて

- 当社が定める取引毎コンプレッションのマッチング条件のうち、以下の項目は残存計算期間が一つのみである取引のコンプレッションにおいてはマッチング条件から除外する。

	マッチング条件の除外対象	備考
A	支払日サイクル / Payment Frequency 例：MTH, QTR, SA, PA, ZC	• 取引の残存計算期間が一つのみの場合、支払日も同様に一つのみであり、それ以降に支払サイクルは発生しないため、マッチング条件から除外。
B	応答日規定 / Roll Date Convention 例：EOM, IMM, DAY, NONE	• 取引の残存計算期間が一つのみの場合、当該計算期間の開始日、終了日（いずれも休日調整前）とそれらの休日調整が取引間で一致すれば応答日規定の相違は無意味とみなせるため、マッチング条件から除外。
C	アモチまたはアクレ / Amortizing or Accreting	• 取引の残存計算期間が一つのみの場合、想定元本の変動は発生せず実質的にアモチまたはアクレ取引ではないため、本項目はマッチング条件から除外。 • ただし、本項目が該当取引のマッチング条件から除外された場合においても、該当取引を含むネッティンググループ内においては完全相殺関係にある1対1の取引ペアのみがコンプレッション可能となる。
D	スタブ種別 / Stub type 例：Short / Long, Start / End	• 取引の残存計算期間が一つのみの場合、当該計算期間がスタブ期間であるかレギュラー期間であるかを峻別する必要がないため、本項目はマッチング条件から除外。 • ただし、スタブ金利期間1および2が設定されている場合、当該スタブ種別および当該スタブ金利は、残存計算期間が一つのみの取引についても引き続きマッチング条件とする。

残存計算期間が一つのみである取引のコンプレッション例

- 残存計算期間が一つのみである取引同士の場合、例えば支払日サイクルや（Payment Frequency）や応当日規定（Roll date Convention）等の前ページに記載のマッチング条件が一致しない場合においても、その他の条件が合致すればコンプレッションが可能。（前ページA、Bの例）

JSCC Trade ID	Pay/Rec Payment Frequency	Pay/Rec Roll date Convention
A	PA	EOM
B	ZC	NONE

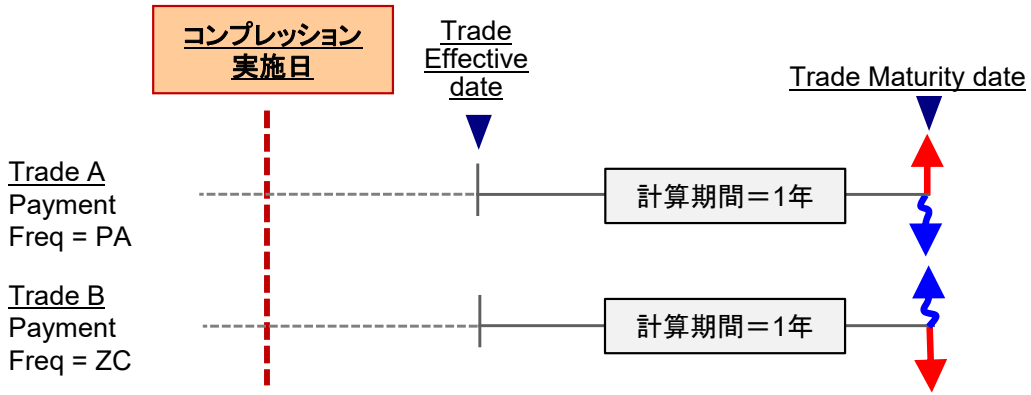

- 最終計算期間が進行中のアモチ/アクレ取引は将来の想定元本変動が生じず非アモチ取引と違いがないため、前ページに記載されたもの以外のマッチング条件が合致する場合かつ**完全**相殺関係にある場合には、非アモチ/非アクレ取引との取引毎コンプレッションが可能。（前ページCの例）

JSCC Trade ID	Pay/Rec Initial Notional	Pay/Rec Current Notional
C（アモチ）	100,000,000	15,000,000
D（非アモチ）	-15,000,000	-15,000,000

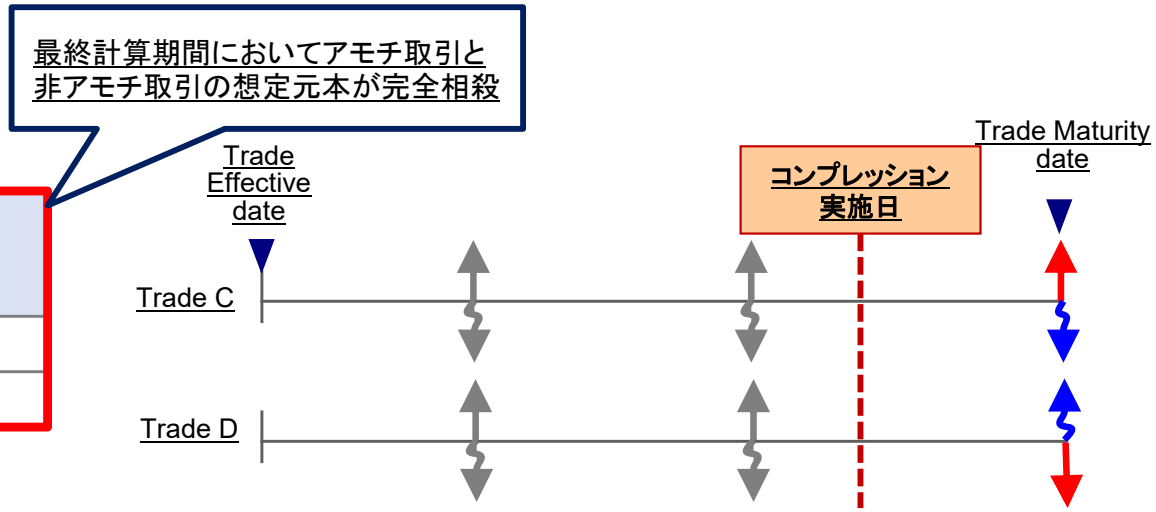

残存計算期間が一つのみである取引のコンプレッション例

- Endスタブ付き取引の残存計算期間が一つのみであるとき、当該スタブ期間に指定された金利のTenorが非スタブ取引のFloating Rate Index Tenorと一致している場合、その他のマッチング条件が合致する非スタブ取引とのコンプレッションが可能（前ページDの例）。
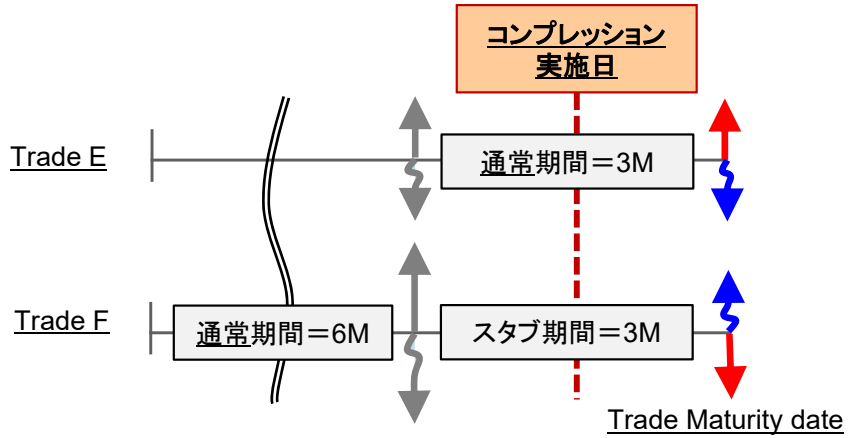
JSCC Trade ID	Tenor	Pay/Rec Stub At	Pay/Rec Stub Type	Pay/Rec Stub Index Tenor	Pay/Rec Stub Index Tenor 2
E	3M	-	-	-	-
F	6M	End	Short	3M	-